

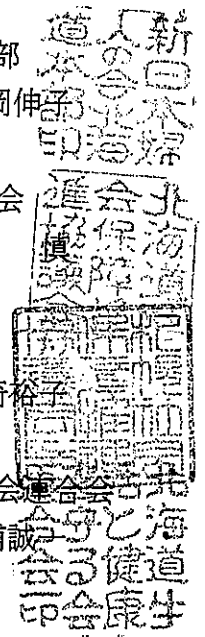
札幌市長 秋元克広様

新日本婦人の会北海道本部
会長 石岡伸子

北海道社会保障推進協議会
会長 堺

札幌社会保障推進協議会
代表 高崎裕子

北海道生活と健康を守る会連合会
会長 三浦誠



特別定額給付金に関する基準日以降の措置に関する要望書

貴職の新型コロナウイルス対策での日頃のご奮闘に敬意を表します。さて、新型コロナに関する経済政策の一環として「特別定額給付金」制度の申請、給付等が始まっています。この制度の給付対象者は、「令和2年4月27日（基準日）において住民基本台帳に記録されている者」とされています。総務省の説明によると、（イ）基準日以降になくなった者でも支給される、（ロ）基準日以降に生まれた新生児には支給されないというものです。

特別な給付金なので、基準を設定し、対象者を限定する必要があることは理解しますが、余りにも機械的すぎると思います。新型コロナでの国民の苦労は続いているのだから、その間は、申請時に対して、「特別定額給付金」を支給すべきです。政府に対して、今後も要求をし続けていく決意です。

ところで、私たちの調査では、いくつかの自治体で、基準日以降の新生児に対する同様な「給付金」を独自に支給する制度を実施することを決めています。例えば、愛知県大府市では、令和2年4月28日～令和3年3月31日に生まれた新生児に対して独自に10万円を支給することにしました。また、岡山県浅口市は、令和2年4月28日～令和3年4月1日に生まれた新生児の親に「出産支援金」という名目で子ども1人に付き10万円を支給することにしました。

こういう自治体独自の10万円を支給する制度の創設は、「住民の福祉の増進を図る」という地方自治体の目的・役割に合致する素晴らしい施策です。私たちは、札幌市も同様の施策を実施することを期待して以下要望します。

〈 記 〉

一、「特別定額給付金」の給付対象に係わる「基準日」以降に生まれた新生児に対して、札幌市独自の「給付金」、新生児1人に対して10万円を給付する制度を実施すること。

以上